

半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者・障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制作り並びに障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者・障がい者の虐待防止及び早期発見を円滑に実施するための関係機関とのネットワークの形成に関すること。
- (2) 高齢者・障がい者虐待に関する事例検討、実態把握及び情報収集に関すること。
- (3) 被虐待高齢者・障がい者の発見から支援までのシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) 高齢者・障がい者虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (5) 障がいを理由とする差別に関する相談事案の共有及び協議に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消に関する取組の共有及び協議に関すること。
- (7) その他高齢者・障がい者の虐待防止及び障がいを理由とする差別の解消に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係機関の代表者
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 老人福祉施設の代表者
- (5) 障がい者支援施設の代表者
- (6) 民生・児童委員の代表者
- (7) 警察関係機関の代表者
- (8) 保健関係機関の代表者
- (9) 福祉関係機関の代表者

(10) 就労支援関係機関の代表者

(11) 地域の代表者

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後においても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

2 委員は再任することができる。

3 任期の途中で委員の交代があった場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、第2条に掲げる所掌事務について具体的な検討を行わせるため、関係機関の実務者で構成する高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置することができる。

(担当者会議)

第7条 担当者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者・障がい者虐待及び障がい者差別に関する情報交換及び研修に関すること。

(2) 高齢者・障がい者虐待及び障がい者差別の実態把握に関すること。

(3) 高齢者・障がい者虐待の早期発見及び防止対策並びに障がい者差別の解消を推進するための啓発活動に関すること。

(4) その他担当者会議の設置目的を達成するために必要な事項。

(関係者の出席)

第8条 協議会及び担当者会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会及び担当者会議の構成員は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。